

対象地域		産業振興促進区域	認定産業振興促進計画区域	促進区域	原子力発電施設等立地地域			
法令等の種類		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	半島振興法	地域未来投資促進法	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法			
国税	法人税	特定の事業用資産の買換え特例	市街地等から工場適地等誘致地区内へ工場等を移転し、買換資産として工場用地、建物、機械設備等を取得し、旧用地等を譲渡する場合は課税の特例が認められる。		—			
		特別償却	対象業種	①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業 (業種指定なし)	—	
			取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	2,000万円以上 (国による事業の先進性等確認が必要)	—	
			償却割合	機械等	32/100	32/100	40/100又は50/100 (税額控除の場合は4/100又は5/100)	—
				建物等	48/100	48/100	20/100 (税額控除の場合は2/100)	—
地方税	市町村税	不動産取得税	課税免除	不均一課税	課税免除	不均一課税		
		事業税	課税免除	不均一課税	—	不均一課税		
			3年間	3年間	—	3年間		
		適用基準	対象業種	①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業 (業種指定なし)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業*2	
			取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	1億円超 (農林漁業及びその関連業種の場合には、5,000万円超)	2,700万円超	
固定資産税	3年間	準拠法令に基づき条例により制度化している市町村において課税免除又は不均一課税 ※ただし、半島振興法及び原子力発電施設等立地地域特別措置法に基づく優遇措置は不均一課税のみ						
適用基準	対象業種	①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業 (業種指定なし)	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業*2			
	取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	1億円超 (その関連業種の場合には、5,000万円超)	2,700万円超			
対象市町村		過疎地域の区域等(※)のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域 ※本県の過疎地域の区域等(令和5年4月1日) 五所川原市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、大間町、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、十和田市(旧十和田湖町)、むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村)、平川市(旧碓ヶ関村)、弘前市(旧相馬村)、東通村、八戸市(旧南郷村)	認定産業振興促進計画区域のうち、過疎地域に係る産業振興促進区域を除いた区域 むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村を除く)、六ヶ所村	※基本計画ごとに対象市町村が異なる ■青森県地域未来投資促進基本計画 青森県内の全市町村 ■青森県八戸圏域基本計画 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 ■弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画 弘前市 ※固定資産税対象市町村については、各市町村にお問い合わせください。	十和田市、三沢市、むつ市(旧むつ市)、平内町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村			

※1. 要件については、各地域県民局県税部(県税)又は各市町村税担当(市町村税)までお問い合わせください。

※2. 製造業以外の業種は増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限る。